

平成24年洞爺湖町教育委員会第6回臨時会会議録

日 時	平成24年12月18日(火) 15:00より
場 所	役場第1委員会室
出席委員	委員長 蓮井 勇 委員長職務代理者 福島 浩二 委員 増山 和世 委員 岩原 義美 教育長 綱嶋 勉
欠席委員	無し
説明員	管理課長 遠藤 秀男 社会教育課長 天野 英樹 学校給食センター所長 佐藤 正 社会教育課主幹 杉上 繁雄
会議録調整者	管理課学校教育グループ主査 尾崎 文郎
傍聴者	無し
日程第1 【開会宣言】	蓮井委員長 開会を宣言する。(15:00)
日程第2 【前回会議録の承認】	蓮井委員長 各教育委員の署名により、承認を確認。
日程第3 【教育長諸般の報告】	綱嶋教育長 11/16 町政懇談会(農業研修センターとれた) 11/20 定例教頭会(役場) 11/21 町学校支援実行委員会(役場) 11/23 町民文化祭芸能発表会(洞爺総合センター) 11/23~26 友好都市三豊市ふるさとふれあいフレンドリーツアー (香川県三豊市) 11/26 町議会第3回臨時会(議場) " 第3回町子どもと学校のあり方検討委員会(役場) 11/29 学びサポート推進会議(役場)

- 1 2 / 3 平成 2 5 年度管理職当初人事面接（役場）
- 1 2 / 5 定例校長会（役場）
- " 高校管理職人事協議（道教育庁）
- 1 2 / 6 町特別支援教育連携協議会（役場）
- " 町育英生選考委員会（役場）
- 1 2 / 1 1 北海道・北東北縄文遺跡群世界遺産登録推進本部会議（青森市）
- " 定例教頭会議（役場）
- 12/12~14 町議会第 4 回定例会（議場）
- 町議会第 4 回定例会において、蓮井委員長へ出席要請があった旨報告

蓮井委員長

今、報告がありましたが、町議会への出席要請がありまして、出席させていただきました。基本的には 3 点質問があったかと思えます。1 点目は教育長と教育委員長との関わりはどのようになっているのかということでした。これは、管理課長さんから法に則っての状況について話しをされております。2 点目は、教育委員長として、どういう考えで教育委員会議を進行しているのかということでした。これにつきましては、皆様ご存知のように、公平、中立や継続性などを大事にしなければなりませんので、委員長個人の恣意的なことで会議をリードしていくことは一切無いという話をしました。3 点目は、教育委員会としての取組みが、地域住民や保護者へどのように周知、啓発されているものかということであったかと思えます。これにつきましては、地域住民や保護者の方となかなか接点がありませんが、年 1 回の、町 P T A 聯合会の研究大会の折には、私がいさつをさせていただく場面がありますので、教育委員会で取り組んでいることの説明や、保護者の方へのお願いなどをさせていただいております。「家庭学習の仕方」や「読書は心の栄養です」等のリーフレット等を児童生徒を通して、各家庭に配布するなどの啓発を行っているというような話しをさせていただきました。

こういった場面があっても良いのかなと思っております。ただ、以前、福島委員さんが言っておられましたが、我々が協議したり決定したりした内容について、学校や保護者の方と協議をする場を持ったらどうなのかというご意見がありました。これは、今後検討しなければならないかなと思っております。ところでございまして、そのようなことになりましたら、お忙しいとは思いますがご協力をお願いいたします。

その他、ご意見、ご質問等ございますか。

1 1 月 2 1 日の学校支援実行委員会ですが、全町対象にするということで、大変良いことだと思いますが、これは、コミュニティースクールとは別と考えてよろしいのでしょうか。

綱嶋教育長

コミュニティースクールは、組織を作って学校運営そのものを協議するものです。これは、あくまでの地域住民の皆さんが学校を支援する立場での活動

です。

蓮井委員長

以前、学社連携ということが盛んに言われておりました、書道等、特殊な技術を持った地域の方が、指導にあたるというようなことでしょうか。

綱嶋教育長

あくまでもボランティアでの協力で、通常の授業の他、放課後や長期休業中の補充事業でのお手伝いを行っていただくものです。それ以外にも色々あると思いますが、地区を限定して行っていましたが、沢山登録をしていただきましたが、学校が求めている方が少ない状況です。学校が必要とする部分を逆にPRして、地域の方にお手伝いをしていただくということもひとつの方法ではないかという議論もなされたところです。

蓮井委員長

以前も人材登録ということで、そういった方たちを登録して、学校にその一覧表を渡しておいて、学校が直接お願いしても良いし、教育委員会が中に入ってコーディネートしても良いというようなことがあったのですが、少し下火になっていましたので、良い取組みになってきていると思います。

綱嶋教育長

学校へは登録している名簿はいつているのですが、学校が求める方がいないのか、活用が進んでいない状況です。学校側ももう少しPRが必要だと思えます。例えば学校農園に携わってくれる方や、図書室の整理をしていただける方を募集するというようなことで、活発になれば良いことだと思います。

蓮井委員長

文科省ではコミュニティースクールを推奨しておりますが、内容的に検討を要するものだと思います。

綱嶋教育長

北海道ではまだ1、2ヶ所で試行している位で、管内では安平町が実施に向けての協議をしているところです。本州では相当進んでいるようです。

蓮井委員長

以前の新聞にその件に関して記事がありましたが、実施に当っては学校側も地域の方も、よほどの理解をしていただかなければならないと思います。

フレンドリーツアーですが、三豊市も合併で対応が難しくなっていると聞きましたが、どのような状況ですか。

天野社会教育課長

25校の内、8校16名が参加されております。旧財田町の子が8名で多いのですが、それは募集しての結果で、毎年同程度の人数が参加しておりますので、上手くいっていると思います。

それから、旧財田町だけの地域学習ではなく、合併した全ての町の遺跡等を見学するなどしております。こちらも、同様ですが、合併後でのお互いの交流をしているところです。

網嶋教育長

今、（参加者は）とうや小学校限定で実施しておりますが、平成26年度には3つの小学校を対象として実施するよう、PTA役員さんと協議しております。1年間ありますので、理解を得てスムーズに全町事業として実施したいと思っております。

蓮井委員長

中学校の箱根町との交流は全町的な取組みとなっておりますので、（フレンジーツアーも）同様な方がよろしいかなと思います。

福島委員長職務代理者

議会からの出席要請があり、委員長が出席したとのことですが、11月23日の議会に出席されたのですか。

網嶋教育長

出席されたのは、12月の定例会です。

議会からの出席要求があれば、非常勤の行政委員も出席しなければなりません。旧洞爺村でなかったことですし、旧虻田町でも、私が記憶している限りではありませんでしたので、今回が初めてのことだと思います。

法的には問題がありませんし、執行方針を委員長が行う自治体もあります。

福島委員長職務代理者

私も議会への出席要求は記憶がありません。

網嶋教育長

先ほども委員長からお話がありましたが、質問された方は、教育行政は制度的にも住民の方々が理解し難い部分があり、今、議会はインターネットで中継されておりまして、それを見ている若い人もいようで、理解をしてもらうひとつの方法としてということと、教育行政について、直接保護者や地域住民にPRすると言いますか、取組み内容をお知らせするという姿勢も含めて、その方が良いのではという観点での質問でした。

福島委員長職務代理者

確かに、教育委員は何をしているか解からないという話もあります。かえって、質問される前に、新年度第1回目の議会の方針を申し上げる方が良いのかなとも思います。

網嶋教育長

今年の教育行政執行の基本的考え方について、教育委員会で決定した内容を私が読ませていただいておりますが、委員長が登壇して行う自治体もあります。

蓮井委員長

数は少ないですが、そういった自治体もあるようです。

やはり事務方のトップである教育長さんが、責任を持って教育委員会の決定事項反映して、説明していくということがほとんどだと思います。

福島委員長職務代理者

法的には問題がないということですが、常勤ではない委員長さんを出席さ

日 程 第 4
【 報 告 事 項 】
・ 報 告 第 2 2 号

せるということはどうなのかなと思いましたので、質問しました。

蓮井委員長

以前、福島委員さんがおっしゃっていましたが、管理職ではなく、一般の先生方や、保護者の方と話し合いを持ちたいということ、今後検討していかねばならないかなと思います。

他、ご質問等ございますか。

《特に無し》

無ければ、諸般の報告については終わります。

次に日程第4の報告事項、報告第22号に入ります。事務方お願いします。

天野社会教育課長

報告第22号、北海道立洞爺少年自然の家の廃止について。

北海道立洞爺少年自然の家の存続に係る今後の方向について、北海道教育委員会から廃止の方針が示されたので、次のとおり報告するものです。

読み上げます。

《議案読み上げにより報告》

それから、行政報告と先ほどの教育長からの報告にありますとおり、平成25年6月位までに方向性を出すということでございます。

以上でございます。

蓮井委員長

質問等ございましたらお願いします。

福島委員長職務代理者

建物の改修等、要望すればやってもらえるのですか。

綱嶋教育長

スタートの段階では、道教委としてお手伝いできることがあれば協議していきましょうということでした。

宿泊施設については、老朽化しており、一番維持経費がかかりますので、そこを存続したまま町が引き受けすることは難しいということで、検討できるとすれば、それ以外の屋外施設と体育館ということになりますが、体育館は耐震化されておりませんし、残すとすれば、更衣室やミーティングルーム、トイレは当然必要となります。その辺については、今後詰めて行くということになっております。ただ、社会教育だけでなく、地域に対する経済効果やまちづくりの観点から、多くの皆さんからご意見をいただき、協議していきたいと考えております。

蓮井委員長

土地については、どうなりますか。

綱嶋委員長

町が譲り受けるとなれば、建物が建っている25,000㎡は道有地で、道路側は進入口を含めて町有地です。土地も含めてという考え方で協議を進

めるのですけれども、どのようになっていくか、今の段階でははっきりしてはおりません。

例えば、道立高校が廃止となり、地域の別な学校等に活用するとなれば無償譲渡となりますが、こういう施設ではあまり前例がなく、色々な議論になっていくと思います。

蓮井委員長

今月の26日に、地域住民への説明会があるということで、私もご案内をいただきました。そこで、道教委の説明内容をしっかり聞き取っていきいたいなと思っているところです。

他、ご質問ございませんか。

岩原委員

活用について、住民懇談会を組織して検討するということですが、教育委員会の主導で進めていくのですか。

綱嶋委員長

メンバー等についても、町とも協議をしていきますが、青少年の教育施設ですので、一次的には教育委員会が中心となって検討することになります。ただ、町として活用するのが、社会教育施設にプラスされる部分があれば、町長部局とも充分協議を行います。今、道職員もオブザーバーとして迎えて、職員の中での検討組織があります。ランニングコスト等を検討した上で、懇談会の皆さんとその辺も含めて協議をするという考え方です。

蓮井委員長

懇談会は自治会長さんをはじめとなっておりますが、多様な分野の方々に入っていただいて、協議をしていただくことが必要ではないかと思います。教育的な施設に捉われない方がいい様に思われます。

今後、跡地利用に向けて、道とどのような折衝をしていけば良いのかということも検討しなければならないのかなと思います。

現状、このような状況ということで、ご理解をいただくということによるのでしょうか。

《異議無し》

それでは、23号に移ります。

遠藤管理課長

報告第23号、臨時代理の報告について（洞爺湖町議会第4回定例会提出補正予算について）でございます。洞爺湖町教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定により、これを報告するものです。

5ページが町から意見を求める文書で、4ページが、教育長が臨時代理をした文書でございます。照会のあった内容については異議ありませんという内容です。別冊で、一般会計歳入歳出予算事項別明細書（補正第4号）というのがあると思います。今回の補正予算について、ご説明させていただきた

・報告第23号

と思います。1ページ目は、歳入の雑入でございます。アイヌ文化振興・研究推進機構補助金の1,500千円の減額でございます。内容につきましては、社会教育課長から説明いたします。

天野社会教育課長

これにつきまして、当初予算において、白井柳治郎の日記・年譜について、これで進めるということで、執行方針にも載せておりましたが、補助金申請をしたところ、事業の不承認という決定を受けまして、不承認となった理由や内容の不備について問い合わせをしましたが、明確な回答が得られず、今後、申請をしても採択される見込みがないということで、町や日記をひもとく会と協議をしまして、日記につきましては、高額になりますのでひもとく会へ町から助成をすることと、年譜につきましては、ひもとく会が作製して実費(1950円)で発布するというのでの整理をするということで、12月に雑入の1,500千円を減額するものでございます。

遠藤管理課長

続きまして、2ページの歳出でございます。

10款1項3目の諸費です。506千円の増額補正でございます。11需要費の印刷製本費でございますけれど、先ほどお配りしました読書推進のパンフレット等の印刷経費でございます。18備品購入費の50千円でございますけれど、これは図書購入費で、洞爺温泉病院から50千円の寄附をいただきましたので、これを小中学校で図書を購入するものでございます。19負担金及び交付金の356千円ですけれど、私立幼稚園就園奨励費補助金の対象人数の増と、24年度交付基本額がそれぞれ3千円程度アップしたのですから、それらを含めての増額をしていただきました。

1目小学校管理費でございます。11需用費の修繕料210千円です。虻田小学校の体育館には2台暖房機がありますが、その内1台の送油管が故障しましたので、その修繕と、2階に高学年用のトイレがありますが、男子トイレの小便器の1つが水漏れをおこしているということで、その修繕でございます。

2目中学校管理費の需用費の修繕料115千円でございます。これは洞爺中学校の体育館の横に男子トイレがありますが、小便器のセンサーが故障しまして、手押し式のフラッシュバルブに交換するという補正でございます。

社会教育費につきましては、社会教育課から説明いたします。

天野社会教育課長

5項社会教育費でございます。1目の社会教育総務費で8報償費の136千円の補正でございます。内訳は先ほど報告いたしました、ネイパル洞爺の跡地利用に関する住民懇談会へ出席された方への報酬及び費用弁償相当額でございます。12名程を予定しております。3項社会教育施設費で314千円でございます。11需用費79千円で、芸術館の男子トイレの自動感知ユニット修繕と監視カメラの敷設でございます。18備品購入費、235千

円でございます。あぶたふれ合いセンターホールの暖房機、4台の内1台が故障しまして、古くて修理不能ということですので、更新する費用の補正で
ございます。4図書館費の備品購入費80千円でございます。2名(1団体、
1個人)から図書購入についての指定寄附がございましたので、それについ
ての補正でございます。5文化財費は20千円の減額補正となっております。
11需用費の1,272千円の減額と14使用料及び賃借料の248千円の
減額補正です。先ほど歳入でご説明しましたが、当初、白井柳治郎日記を直
営で印刷するとうことでこの2つの節で予定しておりましたが、それができ
なくなりましたので、これを減額しまして、19負担金補助及び交付金の1,
500千円ということで、ひもとく会へ補助金を支出しまして、作製してい
ただく補正でございます。なお、作製部数ですが、約4千ページございまし
て、8分冊を1セットとし、20セット作製するというので、現在進め
ているところでございます。

以上でございます。

蓮井委員長

質問がございましたらお受けしたいと思います。

《特に無し》

無ければ次に進みます。

日 程 第 5

【 議 決 事 項 】

・ 議案第29号

日程第5、議決事項。議案第29号についてお願いします。

天野社会教育課長

議案第29号、洞爺湖芸術館条例施行規則の制定についてでございます。

洞爺湖芸術館条例施行規則を次のように定めるものでございます。

洞爺湖芸術館条例施行規則(平成20年洞爺湖町教育委員会規則第3号)
の全部を改正するもので、これにつきましては、先ほど教育長から報告がご
ございましたように、来年4月1日から指定管理者制度を設けるということで、
条例が全部改正され平成24年11月26日から施行されてございます。そ
れに伴い、規則も合わせて改正する必要があるということでございます。

内容につきましては、13ページの新旧対照表でご説明させていただきます。

《新旧対照表により説明》

附則で、この規則は公布の日から施行し、平成24年11月26日から適
用するというので、冒頭申し上げたとおり、条例の施行日は11月26日
ですので、適用日を同じ日に合わせたものです。

以上です。

蓮井委員長

洞爺湖芸術館条例施行規則の制定ということでの説明でした。

質問がございましたら、お受けいたします。

指定管理者が運営ということですが、財政的にはいかがでしょうか

・議案第30号

天野社会教育課長

財政的には今までよりも若干費用が掛かります。今回、指定管理者に期待しているところは、新しい企画展を実施していただくことです。今まで色々実施してもらっておりますが、その経費は全て友の会が負担しておりますので、そういうことではなくて、企画費等踏まえて指定管理者にお支払するという事になっておりますので、管理費とそういったことを含めると今までよりは、経費が若干多くなるということでございます。

蓮井委員長

指定管理者にすることのメリットは何ですか。

天野社会教育課長

費用だけではなく、地域振興という芸術館の設置目的に沿うための指定管理制度の利用ということになります。

蓮井委員長

町外の来館者が多かったような印象があります。

(こういった施設は)地域の皆さんに理解していただくことが条件ですので、(規則の)内容を見てみると、今までよりは動きやすなり、地域の皆さんや、学校も来館されるとありがたいなと思います。

他、質問ございますか。

《特に無し》

特に無いようですので、提案どおり承認されたと確認します。

続きまして、議案第30号に移ります。

遠藤管理課長

22ページになります。

議案第30号、洞爺湖町育英資金貸付制度の見直しについて。洞爺湖町育英資金貸付制度の見直しについて、下記の内容とすることについての議決を求めます。

内容を説明する前に、別紙の「平成24年度育英資金基金状況(予定)」について説明させていただきます。今回、この貸付制度の見直しに至った経緯ですけれど、下の欄に貸付者数というのがあります。平成20年度から平成24年度までの貸付決定者数を記載しておりますが、借り入れ希望者少ない状況です。上の表を見ていただきたいのですが、平成23年度末現在額というのがありますが、1番下の27,468,100円が基金全体の額でございます。今年度末の見込みを出しますと、基金の全体額は変わらないのですが、未貸付額が17,500,500円ありまして、これを更に有効に活用できないかということから、今回の見直しを考えたものでございます。

議案に戻りまして、1.貸付額等というのがございます。現在、毎月貸付1つでございます。高校・高等専門学校・大学によって額はそれぞれ違いますが、貸付の形態としては同じでございます。今回、毎月貸付(学資金)については、従前どおり本人に貸付するという事で進めていきたいと思っております。ただ、今まで短大は高等専門学校に含めていたのですが、大学の

ところに含めるということで考えております。それから、その下に入学時一時金貸付ということで、保護者対象に貸付したいと考えております。借入者の減についての検証はしておりませんが、毎月の貸付額の少なさもあるかもしれませんが、もう一つ、入学時にはまとまったお金が必要となるだろうとあります。この部分を学生本人ではなく、保護者に貸付するという、2段階での貸付というように考えたものでございます。貸付時期については、4月が入学ですので、前月に3月に貸付したいという考えでございます。額につきましては、高校の場合、国公立では200,000円です。この額は、参考として洞爺高校に聞きましたが、入学金や制服、ジャージ等で大体180,000円位ということで、200,000円とさせていただきます。私立高校につきましては、更に入学金等が高くなりますので、その分の100,000円を上乗せしました。高等専門学校は国公立になりますが、この近辺で考えますと苫小牧ということになり、下宿なりということになるかと思しますので、通常の高校より増額して300,000円としております。大学につきましては、近辺では室蘭しかありませんので、他の大学に行くとなると、アパート等の費用を含めて考えますと、500,000円位は必要かなということで、こういう金額を設定させていただきました。こういうかたちで、入学時一時金を貸付したいという考えです。

それから、2の返済期間でございます。現在、毎月の額につきましては、卒業後6ヶ月据置いて、修業年限の2倍以内の期間に返済するもので、高校であれば、卒業後7ヶ月目から6年の間に返済するという状況でございます。協議事項ですが、学資金については変更無く進めていきたいと思っております。追加する入学時一時金は、3月に一括貸付しますので、その時点から6ヶ月据置きまして、修業年限以内に返済するというところでございます。例えば、高校入学前の3月に200,000円をお貸しして、6ヶ月間据置いて、10月から3ヵ年の間に返済していただくというものでございます。

3の返済猶予ですが、 から とあります。災害又は疾病により返済が困難。高校、大学等に在学中(高校時借りており、進学した場合)。その他やむを得ない事由により返済困難ということで、 と は原則1年で1年間再延長が可能でございます。 はその在学期間となります。協議としまして、猶予条件は変更はありませんが、現行では、 と は2年しか延ばせませんので、これを相当期間ということで、具体的にはそれぞれの状況に応じて相談しましょうということです。その他やむを得ない事由というのは、やはり経済的な事情というのが大きな理由と思われるので、それらを考えて、条件が緩和されるということで、2年に限定しないでというかたちで進めたいと思っております。

4の返済免除でございます。現行では、死亡又は心身に著しい障害がある者となったときとなっております、変更はありませんが、新たに5として、減額返済というかたちで、災害、傷病、経済的理由で、一定期間一回当たりの償還額を2分の1にするというもので、例えば毎月10,000円の返済

額であれば、それを5,000円にする。高校を卒業して6年間の返済額が10,000円とすると、それを5,000円にし更に返済期間も最大12年まで延ばせるという考えでございます。この内容につきまして、日本学生支援機構というのがありまして、こういう減額返済というのがあります。最近では正規雇用というのが難しく、卒業しても経済的に困っている方がおられるということで、数年前から採用している状況です。これを参考にさせていただきまして、一定の収入以下の方を経済的理由の対象とさせていただきたいと思っております。これにつきましては、学資金と入学時一時金共通として進めていきたいと思っております。

ここに記載しておりませんが、これらの内容を何時実施するかということですが、一時金の関係が主になると思いますので、そうすると25年度の4月入学ということになれば、今年度3月に実施しなければなりません。そうすると1月の臨時議会に条例案を提案させていただきたいと思っております。条例でございますので、議会で可決されないと実施できませんので、そういった考えで進めたいと思っております。ただ、スケジュール的に厳しい状況があります。毎年、大体1月20日位に臨時議会がありますので、ここにかけるとなると、教育委員会議で内容を検討していただいた上で、議会の方にも全員協議会等でも説明させていただいて、その後臨時議会に提案させていただきます。その後、教育委員会議の方でも、規則等の改正をしていただき、規則等が改正されればすぐ住民の方に周知をします。1ヶ月近く周知をさせていただいて、2月の後半位から合格発表が出てくると思いますので、3月中旬位まで待って、一時金については3月中に選考委員会を開いた中で決定し3月下旬に貸付という、非常に厳しい状況でございます。この辺が上手くスケジュールどおりにいくかどうかということもございまして、更に内部で検討させていただきたいと思っておりますので、実施時期につきましては、改めて3月議会に提案させていただいて、4月以降に実施することも1つの案というように思っております。どうしても25年度の入学生に適用させるということであれば、新年度になってから遡及するかたちで、25年度のみ特別に適用させるという考えもできるのかなとも思いますので、そういったことも念頭におきながら、実施時期についてはもう少し検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

蓮井委員長

先ず、貸付額についてご質問ございますか。

岩原委員

貸付額については、以内という表現はどのような意味合いなのでしょうか。

遠藤管理課長

ここで言う以内というのは、本人の希望額と捉えていただきたいと思いません。

蓮井委員長

この部分については、よろしいでしょうか。

《特に異議無し》

原資から考えると、妥当な額と思われます。

次に返済期間について、ご意見をお願いします。

今までの例でもこの位の年限で返済されていますか。

遠藤管理課長

今までは、一時金はないのですが、毎月の分については、それなりの額ということで、高校で6年間の返還となりますので、毎月5,000円という額になります。大学の場合ですと7,000円程度です。一時金も含めて学生本人に貸付すると考えたのですが、やはり、1回の返済額が大きくなるということで、少し厳しいということと、保護者に貸しても、お子さんを大学に入れた時に、毎月の仕送りをしながら支払うというのも大変なのかなとも考えたのですが、その辺は保護者と学生は分けたかたちが良いのでは考えまして、保護者に貸付の考えになったところでございます。

返済期間につきましても、まず6ヶ月で据置きさせていただいて、修業年限以内ということにしますが、倍まで延ばせば1回の返済額が半分になりますので、返済状況が厳しい場合は相談させていただきたいなと思っております。

蓮井委員長

それぞれの事情がある訳ですから、保護者や本人との話し合いの中で、多少柔軟な対応ができるものと思いますが、必ず返済するという意識も持っておいていただくということは大事なことだと思います。

現在の経済状況を考えますと、こういった対応は必要なことだろうと思いますが、借り得になるようなことになると、原資が少なくなり、今後貸付を希望する方に対応できないことになりかねませんので、その辺は本人や保護者に、十分に理解してもらい、この制度を有効に運営されていけばよろしいかなと思っております。

返済免除と減額返済という部分がございます。これは、日本学生支援機構の規定を参考に考えられているということでございます。

質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

なお、実施につきましては、できれば来年度4月当初から実施していきたいけれど、議会对策ですとかその他の手続きについて非常に厳しくなってきました。しかし、そういったことがあっても、年度を過ぎても可能な方法があるとう話であったかと思うのですけれど、難しさがあってもそれらに取り組んでいただき、有効活用してもらえればなと思います。

岩原委員

一時金は保護者対象となっておりますが、保護者となると、親だけでなく、祖父母の対象となることとなりますが、高齢者で、生活が困窮している状況では借り受けすることができないのでしょうか。

<p>・議案第31号</p>	<p>遠藤管理課長 貸付対象は生活保護基準の1.3倍以内の世帯ですので、低所得者向けの制度です。ですから、そういう部分では貸付できると思いますが、連帯保証人を付けていただきます。連帯保証人は返済能力がある方ということになります。</p> <p>岩原委員 そういうことでカバーできるということで、わかりました。</p> <p>蓮井委員長 お金に関わることですので、十分に配慮しなければならないと考えます。こういう変更でよろしいでしょうか。</p> <p>《異議無し》 それでは、提案どおり承認されたと確認します。 次に議案第31号に入ります。 教育委員会の会議規則第20条により、非公開としてよろしいでしょうか。</p> <p>《異議無し》 3分の2以上の賛成がありますので、非公開とします。</p> <p>..... 非 公 開</p> <p>《特に異議無く提案どおり承認》</p> <p>..... 非公開終了</p>
<p>日 程 第 6 【 そ の 他 】</p>	<p>その他に移ります。</p> <p>遠藤管理課長 1つ報告をさせていただきたいと思います。 別冊で、教職員給与費の適正執行等に関する調査報告というものが、お手元にあると思います。</p> <p>平成22年度に会計検査が入り、一部教職員の勤務時間中の有給休暇等の手続きに問題があったということがございました。それを受けまして、昨年、文科省から道教委に対し調査をするよう指導があり、道教委は昨年11月から、教職員給与費の適正執行等に関する調査というのを行ってきました。それがまとまったということがございます。</p> <p>調査の対象等というところがありますが、 から まであり、こういうことを調査しております。勤務時間中の職員団体活動に関する調査、勤務時間中の職務専念義務の遵守に関する調査、長期休業期間中における校外研修に関する調査、勤務時間の遵守に関する調査、主任手当の算定誤りに関するでございます。</p> <p>調査結果でございます。(1)-ア、教職員の職務専念義務が遵守されていないなかったものということで、人数は793名で延べ回数は2,959回判明したということがございます。</p>

(1) - イ、勤務時間の遵守に関する調査で、不適切であったことを裏付ける本人の証言は得られなかったが関係書類の記載内容及び聞き取りの内容から、明らかに不自然であると判断されるものということで、下に具体例がありますが、始業時刻後に機械警備が解除されたり、終業時刻前に機械警備が開始されたりしているもので、毎年、学校行事の日や、長期休業期間中の同じ時期に同様の事態があり、その上、当日出勤していた職員のほぼ全員が当該時刻に屋外等機械警備の範囲外で勤務していたなどと回答しているものでございます。例えば学校祭とかの行事の時、先生方はかなり早く出勤します。そういうことで機械警備されているところは、体育館や外で作業していたという回答なのですが、実際には機械警備されてしまっています。普通であれば、4時半まで勤務時間なのですが、3時半に機械警備が始まっているというかたちのものです。逆に長期休業期間中で普通であれば、8時から出勤しなければならないものを、機械警備が開錠されたのが9時とかになっていることがあって、その場合、冬であれば、先生方は出てきたけれど、除雪していたとの回答というものです。その辺のきちとした裏付けができなかったけれど不自然だろうと。たまたま、当町は機械警備が入っておりませんので、そういった状況は掴めなかったというのが実情でございます。それで、そういう先生方が全道で4,169名いたという状況でございます。

(2)主任手当の算定が誤っていたものということで、学校数として過大支給が2,016校、支給不足が1,932校でございます。これは、教育業務連絡指導手当というのが正式名称で、教務主任等に1日200円支払われるものです。これらが、例えば年休をとって休んでいたり、それから、勤務時間が3時半を超えると支給の対象になりますが、それ以下の時間がカウントされていないというものが、意識したものではなく、誤りとしてあったということで、それらの返還若しくは追加支給というのが出てきたというものでございます。

4ページに12月6日付けで、道教委の高橋教育長から発出文書でございます。この中に、「ついては、このような適切を欠く勤務実態があったことについて、道民や、当該校の保護者・児童生徒に対して、説明責任を果たす必要があると考えており、教職員の職務専念義務が遵守されていなかった学校においては、当該校の保護者や児童生徒に対し、職員団体活動、外勤・出張及び職専免の取扱い、校外研修及び長期休業期間等における勤務時間遵守に関して適切を欠く勤務実態があったことや、今後の勤務の適正化に向けた取組などについて十分な説明を行うなど、学校と児童生徒、保護者等との信頼関係の確保を図るようお願いします。」ということで、5ページを見ていただきたいのですが、教職員給与費の適正執行等に関する調査結果についてということで、まとめたものを教育局経由で先ほど申し上げましたからについて、通知が来ております。通知を受けまして、これを学校の方に結果通知したところでございます。この通知につきましては、当時の学校ということでございます。例えば、先ほどの機械警備の関係ですが、当町では機械

警備をしておりませんので、町内の先生でも、前にいたところで、もしかするとそういうことがあったかも知れないという話で押さえておいていただきたいと思います。それから、3の通知の内容に上記～が含まれている学校は保護者及び児童生徒に説明してくださいという部分でございます。当町はどうかと言いますと、6ページを見ていただきたいと思います。～に含まれるものはございませんので、保護者等への説明する必要はないということになります。該当があるのは、主任手当の算定誤りで、平成18年度からの調査ですから、花和小学校も入っておりますが、全小中学校で主任手当の算定誤りがありました。

というかたちで、11月に道教委が概要版を出しまして、つい最近この結果が来ましたので、各校長宛にこの結果を通知したところでございます。

以上でございます。

蓮井委員長

文科省としては、北海道にはかなり厳しい意識で調査したのだろうなという印象があります。

こういう適正な調査がされて、先生方も勤務時間や勤務の内容について、意識を高めていただければ、この調査を実施した意義があったかなと思います。

遠藤管理課長

今後、どうするかということですが、今、町内にいる先生方も、もしかしたらから の項目中で問題があったかも知れない。それについては、当時の学校にいらいますので、処分があるとすれば、道教委から、今後処分の内容が通知されることになっておりますし、それから、主任手当の部分につきましても、具体的な日程は決まっております。決まり次第通知が来ることになっております。

蓮井委員長

今後、先生方もこういったことを自覚して、勤務の内容をきちっと取り組むことと、管理職も指導をきちっとして欲しいと思うところです。

よろしいでしょうか。

《特に意見無し》

次に移ります。

遠藤管理課長

1枚物の(全国学力・学習状況調査の)結果概要がありますが、小中学校は21日が終業日ですので、その日か前日までに、読書のパンフレットに挟んで配布したいと考えております。

蓮井委員長

保護者の方がこれを見て実態を知り、そして学習の手引き等を参考にして、子供たちの学習意欲を喚起できればと思うところです。

特にこれについて、保護者への説明の場を持つことはありませんね。

遠藤管理課長

<p>日程第7 【閉会】</p>	<p>今のところはありません。</p> <p>蓮井委員長 学校が参観日等の折に説明をするということは、各学校の判断にまかせるということですか。</p> <p>遠藤管理課長 各学校ごとの結果概要については、全ての学校で学校便り通して報告していただいております。改めてこれは町内全体としての状況ですので、参考にさせていただきたいと思っております。</p> <p>蓮井委員長 先のPTA連合会の研修会のあいさつの中で、あえて町内学校でも学力の差はありますと申し上げましたので、保護者の中には心配される方もいらっしゃるのかなと思います。各学校が保護者との間で、これを適正に活用して、学習改善や学習意欲の向上に繋がれば大変ありがたいと思っております。</p> <p>これについてはよろしいでしょうか。</p> <p>《特に意見無し》</p> <p>他、ございますか。</p> <p>《特に無し》</p> <p>給食センターにお聞きしますが、最近ノロウィルスの感染拡大が報道されておりますが、何か特別な配慮をされておりますか。</p> <p>佐藤所長 国や道から、その関係の指導はあります。</p> <p>学校には周知徹底を図り、センターではうがい手洗い等の徹底していただいているところです。</p> <p>蓮井委員長 そういった事態が間違っても発生しないように、取り組んでいかなければならないと思っております。</p> <p>他に無ければ、終了してよろしいでしょうか。</p> <p>《特に無し》</p> <p>特に無いようですので、本日の会議は終了します。 (17:16)</p>
----------------------	--